

〈厚生労働省委託事業〉

## 職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりました。各々の事業場において実態把握とその結果に基づき効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。その一環として三重労働局のご支援を得て労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、各事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者等のご理解と、進め方を提案するため「説明会」を下記により開催しますので、多数御参加いただきますようご案内申し上げます。

### 記

1. 日時：平成30年12月13日(木)14時00分から16時00分(予定)
2. 対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など
3. 場所：サン・ワーク津（裏面地図参照）
4. 内容：
  - ①受動喫煙による健康への有害性  
(三重県 健康福祉部 医療対策局健康づくり課様 より講義)
  - ②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備  
(コンサルタント会 三重支部 担当講師)
  - ③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組  
(三重労働局 労働基準部 健康安全課様より講義、安衛法改正の内容含む)
  - ④受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介  
(厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についてもご紹介します)
5. 参加要領：申込書（裏面）に事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載して、ファックス、e-mailでお申込みください。  
申込期限：12月5日(水)まで  
参加費：無料（テキスト等も無料）

以 上

## 【申込書】

ファックス番号：059-221-3586

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部 宛

12月13日(木)の「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」に出席します。

|      |       |  |
|------|-------|--|
| ご所属  | 事業所   |  |
|      | 部署    |  |
| お名前  |       |  |
| ご連絡先 | 電話番号： |  |

※お申し込みは、定員になり次第、締め切らせていただきます。

※申し込みの状況によっては出席者の調整をお願いすることがあります。

## 【連絡先】

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部

〒514-0028 津市東丸之内 16-35 [htby3488@sf.commufa.jp](mailto:htby3488@sf.commufa.jp)

坪谷労働安全コンサルタント事務所 坪谷広之

TEL：059-221-3585

FAX：059-221-3586

## 【説明会会場】

サン・ワーク津 津市島崎町 143-6 TEL：059-227-3157

(交通：津駅三交バス「イオン津」下車3分)



[駐車場：110台(無料)]

※会場の使用状況によっては満車になる場合があります。

※上記の三交バス等もご利用ください。